

■ 下水道への排除基準（法 12 条、12 条の 2、12 条の 11、条例 10 条、11 条、12 条、13 条）

対象物質及び項目	対象者	特定事業場		その他の事業場	
		平均排水量	平均排水量	平均排水量	平均排水量
		50m <sup>3</sup> /日以上	50m <sup>3</sup> /日未満	50m <sup>3</sup> /日以上	50m <sup>3</sup> /日未満
カドミウム		0.03	0.03	0.03	0.03
シアン		1	1	1	1
有機燐		1	1	1	1
鉛		0.1	0.1	0.1	0.1
六価クロム		0.5	0.5	0.5	0.5
砒素		0.1	0.1	0.1	0.1
総水銀		0.005	0.005	0.005	0.005
アルキル水銀		検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル		0.003	0.003	0.003	0.003
トリクロロエチレン		0.1	0.1	0.1	0.1
テトラクロロエチレン		0.1	0.1	0.1	0.1
ジクロロメタン		0.2	0.2	0.2	0.2
四塩化炭素		0.02	0.02	0.02	0.02
1,2-ジクロロエタン		0.04	0.04	0.04	0.04
1,1-ジクロロエチレン		1	1	1	1
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4	0.4	0.4	0.4
1,1,1-トリクロロエタン		3	3	3	3
1,1,2-トリクロロエタン		0.06	0.06	0.06	0.06
1,3-ジクロロプロペン		0.02	0.02	0.02	0.02
チウラム		0.06	0.06	0.06	0.06
シマジン		0.03	0.03	0.03	0.03
チオベンカルブ		0.2	0.2	0.2	0.2
ベンゼン		0.1	0.1	0.1	0.1
セレン		0.1	0.1	0.1	0.1
ほう素		10	10	10	10
		230	230	230	230
ふっ素		8	8	8	8
		15	15	15	15
1,4-ジオキサン		0.5	0.5	0.5	0.5
ダイオキシン類		10 pg-TEQ/l 以下	10 pg-TEQ/l 以下	10 pg-TEQ/l 以下	10 pg-TEQ/l 以下
総クロム		2	2	2	2
銅		3	3	3	3
亜鉛		2	2	2	2
フェノール類		5	5	5	5
鉄（溶解性）		10	10	10	10
マンガン（溶解性）		10	10	10	10
生物化学的酸素要求量（BOD）		600	—	600	—
浮遊物質（SS）		600	—	600	—
ノルマルヘキサン抽出物質	鉱油類	5	5	5	5
	動植物油脂類	30	—	30	—
窒素含有量		240	—	240	—
		80	—	80	—
		40	—	40	—
燐含有量		32	—	32	—
		8	—	8	—
		4	—	4	—
水素イオン濃度（pH）		5 以上 9 以下	5 以上 9 以下	5 以上 9 以下	5 以上 9 以下
温度		45℃以下	45℃以下	45℃以下	45℃以下
沃素消費量		220	220	220	220

[備考]

- 単位は、ダイオキシン類・水素イオン濃度・温度を除き、全て「mg/l 以下」です。
- ゴシック体の数字**は直罰、それ以外は除害施設の設置等にかかる規制基準です。  
 （※直罰とは、排除基準を順守しない者に対して、改善命令等を経ることなく、直ちに罰則が適用されることをいいます。）
- ほう素及びふっ素の下段は、岡東処理区にのみ適用されます。
- 窒素及び燐の中段は、児島湖流域処理区にのみ適用されます。
- 窒素及び燐の下段は、足守処理区にのみ適用されます。